

6 ヘリコプター要請計画

資料 6-1 拠点（災害対策用）ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地住所	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
		専用	名称		大型	中型	小型	長さ×幅
物拠1	大町市常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会		○		2,185
物拠2	大町市八坂1108番地1		八坂支所	大町市長		○		1,783
物拠3	大町市美麻11810番地イ		美麻支所	大町市長	○			756
H拠1	大町市常盤5640番地4	○	観音橋西	大町市長		○		50×30
H拠2	大町市八坂1190番地		八坂小学校グラウンド	大町市教育委員会		○		80×70
H拠3	大町市美麻27503番地		美麻小中学校グラウンド	大町市教育委員会	○			150×90
1	大町市大町1602番地2		文化会館駐車場	大町市教育委員会		○		90×60
2	大町市平19887		ラーバン中綱西	鹿島槍スキー場		○		50×100
3	大町市平15692番地		海の口北	海の口自治会			○	30×70
4	大町市平11045番地		稲尾グラウンド	稲尾民宿組合長		○		70×90
5	大町市平9539番地3		平野球場	大町市教育委員会	○			130×150
6	大町市常盤3543番地1		大町南小学校北グラウンド	大町市教育委員会		○		100×70
7	大町市社8181番地		社野球場	大町市長		○		70×90
8	大町市八坂8408番地		八坂運動場	大町市教育委員会	○			230×120
9	大町市八坂11648番地		八坂中学校グラウンド	大町市教育委員会		○		80×70
10	大町市八坂14850番地120		山村広場	大町市長			○	65×50
11	大町市美麻28751番地1		美麻千見ゲートボール場	大町市長			○	35×60
12	大町市美麻16784番地		ぼかぼかランド美麻・美遊	大町市長			○	35×35
13	大町市美麻14239番地		美麻運動場	大町市長	○			100×100
14	大町市美麻3476番地3		美麻大塩ゲートボール場	大町市長			○	35×35

注1：「No」欄は、物資輸送拠点は「物拠1」、拠点ヘリポートは「H拠1」、その他は「1」等と記入し、数字は市町村ごとに項目ごとの連番とする。

(参考) 県消防防災ヘリコプター「アルプス」：中型

(参考) 陸上自衛隊 CH-47(チヌーク)：大型 ・ CH-60(ブラックホーク)：大型 ・ UH-1：中型 ・ OH-6：小型

資料 6-1 (1) 消防防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

場外離着陸場	場所	管理者名	地面	標高(m)	着陸帯	消防本部
観音橋西	大町市常盤5640番地4	大町市長	草地	730	SE/NW	北アルプス
稲尾グラウンド	大町市平11046	稲尾民宿組合長	転圧	765	S/N	北アルプス

資料 6-2 災害時におけるヘリコプターによる災害支援協力協定

大町市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit（以下「乙」という。）は、大規模災害時におけるヘリコプターによる災害支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害等による大規模な災害の発生に伴い、道路の寸断等により車両等の通行が困難な状況において、ヘリコプターを活用した被害状況等の情報収集、救援物資等の輸送について、甲は乙の支援を受け市民の安全を確保することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲の要請により、乙の実施する支援協力は次のとおりとする。

- （1）甲が要請する区域等の被害状況等の情報収集及び報告
- （2）ヘリコプターによる被災地及び避難施設等への救援物資等の輸送
- （3）その他甲からの要請のうち、乙の対応可能な事項

（協力要請）

第3条 要請する方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡する。なお、口頭により要請した場合は、後日、速やかに書面で送付する。

- （1）災害による被害の状況
- （2）依頼する支援協力の内容
- （3）支援協力を依頼する場所及び経路
- （4）その他支援を実施するにあたり必要な事項

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲からの支援の要請を受けたときは、直ちに可能な範囲において支援を実施する。

- 2 乙は、甲からの要請がない場合において、被害の状況から自主的に支援を行うべきと認めるときは、必要と認めた範囲内において支援を実施する。なお、この場合において、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により甲に連絡する。
- 3 乙が支援を実施できない場合は、速やかに甲にその旨を通知する。

（経費の負担）

第5条 乙の支援協力を要した航空機運航以外の経費については、災害発生直前における、物資等の適正な取引価格等を基準として、甲乙協議して決定する。

（連絡責任者）

第6条 本協定の支援を確実に円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- （1）大町市総務部消防防災課長
- （2）特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit 理事長

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議し

て決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月19日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市社巾5346-3

大町ヘリポート内
特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit
理事長 小泉 誠

※平成26年6月2日に、第5条の一部について変更協定を締結